

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年7月14日開催）

付議事案名： 公共施設マネジメント推進本部の設置について

提案課 政策経営部政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② () 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

(付議目的)

平成27年5月に策定した国立市公共施設保全計画により、公共施設の維持・更新には莫大な費用が必要となること、また、検討のために残された時間はあまり多くないことが明らかになった。
このような状況を受け、全庁を挙げて、公共施設マネジメントに取り組んでいくため、市長を本部長とする公共施設マネジメント推進本部を設置する。

(経過及び現状)

平成23年度…公共施設白書
平成24年度…国立市公共施設マネジメント基本方針
平成25年度…低・未利用地の活用方針
平成26年度…市民アンケート、公共施設保全計画
平成27年度…公共施設白書（更新版）

(具体的な措置)

今後、長期にわたって、推進本部により公共施設マネジメントを推進していく。平成29年度までに、個別施設ごとの更新について定める「（仮称）公共施設再編計画」の策定を目指す。また、国から要請のあった「公共施設等総合管理計画」については、平成28年度中の策定に向け事務を進める。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整をする。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

- ・市が策定予定である「（仮称）公共施設再編計画」と国から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」の違いはどのようなものか。
⇒（仮称）公共施設再編計画は、市が所有する施設の今後の在り方について具体的な方向性を示すのに対し、公共施設等総合管理計画は道路や下水道などを含む社会インフラ全体の在り方について基本方針や管理方針を示すものである。
- ・公共施設等総合管理計画についても、公共施設マネジメント推進本部で方針等を決定していくのか。
⇒公共施設等総合管理計画についても、公共施設マネジメント推進本部で取り扱っていく。
- ・公共施設マネジメント推進本部の今後のスケジュールはどのようになっているのか。
⇒第1回公共施設マネジメント推進本部会議を次回庁議後に開催予定であり、そこで今後のスケジュールについて説明する。また、7月末から8月にかけて職員向けの公共施設マネジメント研修を実施予定であり、それに先立って、当該研修の概要についても合わせて説明する予定である。

【指示事項】

- ・設置要綱について、文言や表現方法等の整理、再確認を行うこと。